

○特定防火設備の構造方法を定める件

(平成十二年五月二十五日)

(建設省告示第千三百六十九号)

改正 平成二十七年 二月二三日国土交通省告示第二五一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備の構造方法を次のように定める。

特定防火設備の構造方法を定める件

第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第百九条の五第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）とすること。

二 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第三号リ（2）（i）（一）に規定する構造とすること。

三 次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸

ロ 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー

ハ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上の戸

ニ 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上の防火戸

四 前号イ又はロに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

五 建築基準法施行令第百九条第二項に規定する防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀その他これらに類するものにあつては、防火構造とすること。

六 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網とすること。

第二 第一（第五号及び第六号を除く。）に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 平成二年建設省告示第千百二十五号は、廃止する。

附 則 （平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五一号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。